

第6節 保険会社に対する行政処分（不正な募集行為等に対する行政処分）

1. 千代田火災海上保険株式会社（資料10-6-1参照）

保険料の不正な割引等を行い保険契約を締結していたこと等が発覚したことから、平成12年6月28日、保険業法第133条の規定に基づき、関係する支店の業務の一部停止を命じるとともに、同法第132条の規定に基づき、法令等遵守体制の整備等を命じた。

2. 三井ライフ損害保険株式会社及び三井生命保険相互会社（資料10-6-2参照）

保険料の不正な割引等を行い保険契約を締結していたこと等が発覚したことから、平成12年6月28日、保険業法第133条の規定に基づき、業務の一部停止を命じるとともに、同法第132条の規定に基づき、法令等遵守体制の整備等を命じた。併せて、同社から委託を受けて損害保険業に係る代理代行業務を行っていた三井生命保険相互会社に対し、代理代行業務に関し法令等遵守に係る教育・指導の徹底等を命じた。

3. 第一生命保険相互会社（資料10-6-3参照）

保険契約者に誤解を与えかねない説明等により保険募集を行っていたこと等が発覚したことから、平成12年8月11日、保険業法第132条の規定に基づき、法令等遵守体制の整備等を命じた。

4. アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社（資料10-6-4参照）

保険料の不正な割戻しや替玉審査、医的データ改ざん等を行い保険契約を締結していたこと等が発覚したことから、平成12年12月8日、保険業法第133条の規定に基づき、関係する支社の業務の一部停止を命じるとともに、同法第132条の規定に基づき、法令等遵守体制の整備等を命じた。

5. 日本火災海上保険株式会社、同和火災海上保険株式会社、富士火災海上保険株式会社及び大成火災海上保険株式会社（資料10-6-5参照）

所属損害保険代理店が保険業法に基づく登録を受けていない者に保険募集を行なわせていた事実を認識していながら放置していたこと等が発覚したことから、平成13年3月13日、保険業法第133条の規定に基づき、関係する支店の業務の一部停止を命じるとともに、同法第132条の規定に基づき、法令等遵守体制の整備等を命じた。